

○足立区男女共同参画推進委員会規則

平成15年3月31日規則第38号

改正

平成16年10月25日規則第51号

平成17年3月25日規則第22号

平成21年5月25日規則第60号

令和3年3月31日規則第43号

令和4年10月7日規則第89号

足立区男女共同参画推進委員会規則を公布する。

足立区男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第21条の規定に基づき委嘱する委員は、18人を超えない範囲で、次に掲げる者のうちから当該各号に定める人数の範囲において委嘱するものとする。

- (1) 足立区議会議員 3人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 区内関係団体の代表者 9人以内
- (4) 公募により選考する区民 4人以内

(委員長及び副委員長)

第3条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 推進委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(小委員会)

第6条 推進委員会は、特に調査及び審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、推進委員会の委員のうちから推進委員会の委員長が指名する。

3 小委員会は、推進委員会から付託された事項につき、調査検討を行う。

4 小委員会の委員長は、小委員会における検討結果を推進委員会に報告しなければならない。

(会議録)

第7条 推進委員会及び小委員会の委員長は、会議録を作成し、これを保存する。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、地域のちから推進部多様性社会推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年10月25日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月25日規則第22号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成21年5月25日規則第60号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第43号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月7日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。